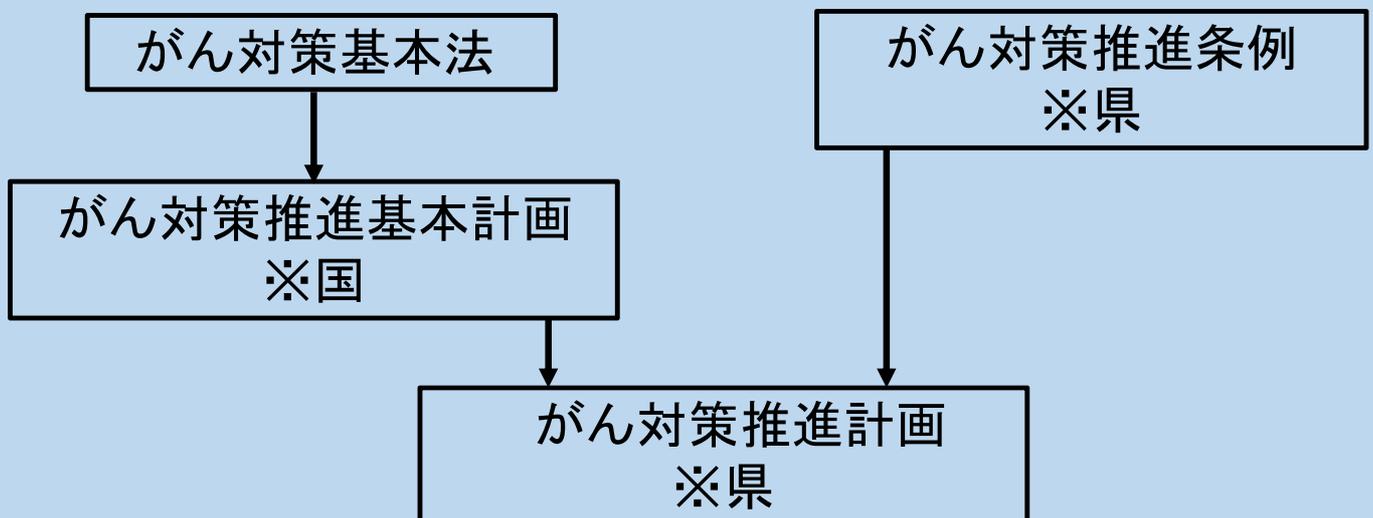


令和1年11月29日

がん患者の就労の現状と課題

伊藤貴志社会保険労務士事務所
社会保険労務士 伊藤 貴志

基本法・条例・がん対策推進計画の関連



がん対策基本法

- 事業主が、がん患者の雇用継続への配慮に努めることを明記

(事業主の責務)

第八条

事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

3

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん(※)Adolescent and Young Adult:思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

出典：厚生労働省

4

治療と仕事の両立支援助成金

助成金の概要:

事業者が労働者のがん等の傷病の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度を導入、または適用した場合に、事業者が費用の助成を受けることができる制度。

環境整備コース:助成金金額 200,000円

制度活用コース:助成金金額 200,000円

独立行政法人労働者健康安全機構が助成金審査業務を実施

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われている

5

兵庫県がん対策推進条例

(治療等と就労の両立)

第21条

県は、事業者に対し、がん患者又はがん患者を看護する者の就労に関する知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、がんの治療又はがん患者の看護と就労との両立の推進に取り組むものとする。

2 事業者は、その従業員又は従業員の家族ががんに罹患しても、当該従業員が治療又は家族の看護と就労とを両立することができるよう、休暇の取得の促進、代替職員の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

6



兵庫県

Hyogo Prefecture

ふりがな表示 文字サイズ・色合いの変更 音声読み上げ

組織から探す

Foreign Languages

Google カスタム検索

検索

検索の仕方

ホーム

防災・安心・安全

暮らし・教育

まちづくり・環境

しごと・産業

食・農林水産

地域・交流・観光

県政情報・統計

ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > 医療・保健衛生 > 三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業

ツイート

いいね! 1

LINEで送る

更新日: 2019年8月1日

医療・保健衛生

豊岡健康福祉事務所 感染症発生動向調査週報

医務業務に関する通知文書

兵庫県国民健康保険審査会

周産期医療対策

肝炎治療医療費助成申請にかかる診断書を記載する医師について

三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業

兵庫県では、三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）に罹患しても離職することなく、治療と仕事を両立できる環境の整備を目的として、治療のために一時休職する従業員の代替職員を雇用した場合、その賃金の一部を助成する事業を今年度新設しました。

補助対象となる事業所（兵庫県内の事業所のみ）

[健康づくりチャレンジ企業](#)に登録されている企業のうち、従業員数（常時雇用労働者数）が、300名以下の事業所
兵庫県内の従業員数100人以下の事業所等

兵庫県 ホームページより

補助の概要

兵庫県 ホームページより

1 対象となる経費

三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金

2 補助金額

代替職員の賃金の2分の1（上限10万円/月）

3 補助対象となる期間

休職職員の休職期間内かつ、代替職員の雇用期間（最大7か月）

4 事業着手承認申請書等の提出時期

代替職員の雇用が内定した時点（様式、書類提出の流れは、下記7をご覧ください。）

5 補助にあたっての留意事項

補助は、県が別に定める「兵庫県健康福祉部補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で行います。

神戸市立の地域がん診療連携拠点病院の がん治療と就労の両立支援の相談体制

- がん患者の仕事と暮らしの相談会を月1回実施
 - ・神戸市立医療センター中央市民病院
 - ・神戸市立西神戸医療センター

～ がん患者の就労の現状と課題 ～

がん患者の就労の現状と課題①

- 1981年から国民の死亡原因第1位の病気
- 生涯のうちに約2人に1人は、がんに罹患すると推計
- がんの生存率 5年相対生存率 66.1%

出典: 2019年8月 国立がん研究センター情報サービス

入院期間が短縮→治療をしながらの就労が可能になりつつある

11

がん患者の就労の現状と課題②

- がん治療を受けながら働いている人
36.5万人 出典: 厚生労働省
- がん患者の3人に1人は就労世代(20才~64才)

出典: 国立がん研究センター情報サービス

12

がん患者の就労の現状と課題③

- がんの診断後に労働者の約35%が依願退職、または解雇されている
 - ・30%が依願退職
 - ・5%が解雇
- がん患者の主な退職理由
 - ※相談会での、がん患者(労働者)からの相談内容
 - ・体力的に仕事を続ける自信がなくなった
 - ・勤務先、同僚、上司など仕事関係の人達に迷惑をかけると思った
 - ・治療のための長期休暇を取得することが出来なかった
 - ・家族から退職して静養するよう勧められた
(仕事を継続しながら治療は不可との助言があった)

13

相談会での相談内容

- 就労関連: 47%
 - ・がんと診断された後の会社への伝え方(治療しながら仕事を継続)
 - ・休職後の職場復帰について(休職中の会社との意思疎通)
 - ・がん治療のためにやむを得ず退職(退職後の健康保険継続)
 - ・再就職について
- 傷病手当金: 22%
- 障害年金: 12%
- その他: 高額療養費、健康保険任意継続

がん治療と仕事の両立のための制度例

- 所定労働時間の短縮(短時間勤務)
- 休職制度、傷病休暇
- 時間単位年次有給休暇、半日単位年次有給休暇
- 積立有給休暇: 病気や介護等に限定し、時効分の有給休暇を積立
- 傷病手当金(健康保険に加入)
- 在宅勤務
- 時差出勤
- フレックスタイム勤務
- がん治療を行いながら働き続けるための配置転換制度
- 再雇用制度: がん治療のために退職後に再雇用